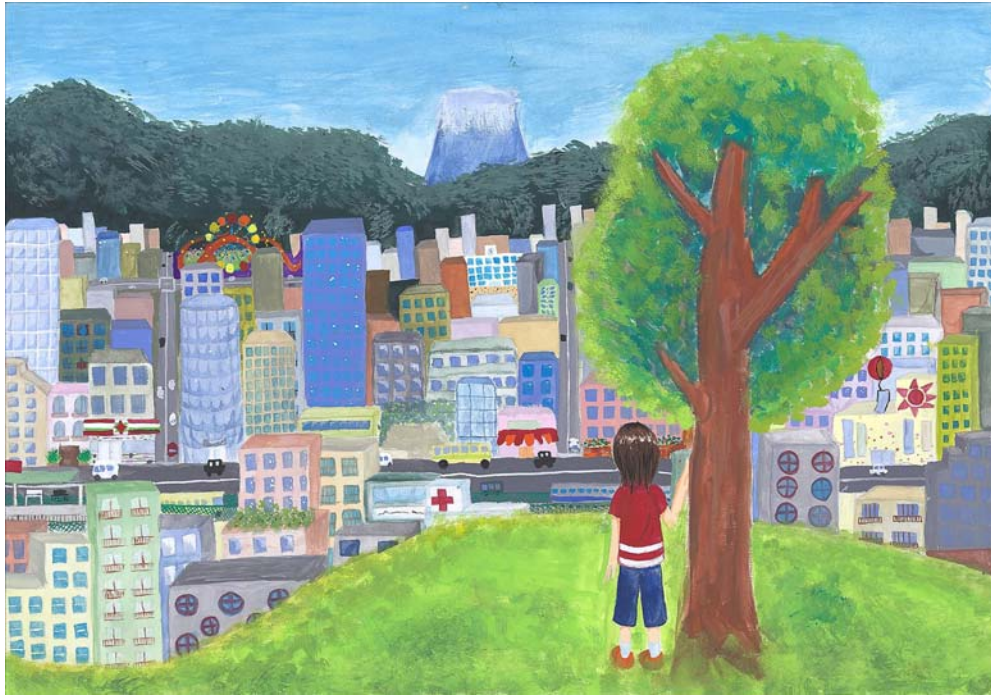


あなたが望む

10年後の練馬区の姿は？



「未来の練馬区」作文・絵画コンクール(平成19年度実施)

中学生の部 最優秀賞 大泉中学校1年(当時) 代野麻琴さんの作品「変わらない町並」

新基本構想の検討を進めています

○新基本構想ってなに？

基本構想は、その地域における総合的・計画的な行政運営の指針となるもので、区市町村は、議会の議決を経て定めるよう、地方自治法で義務付けられています。

練馬区では、昭和52年に基本構想を策定しましたが、その後30年が経過する中で、区政を取り巻く状況は大きく変化しています。

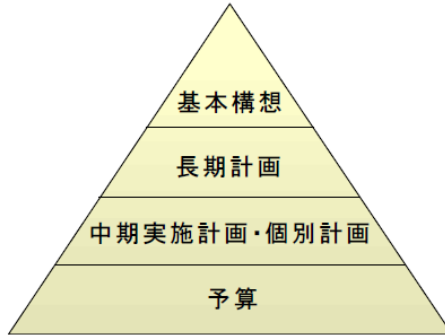
そこで、平成21年度を目途として、新基本構想を策定することとしました。

新基本構想は、概ね10年後の平成30年代初頭を目標とした「練馬区のめざすべき将来像」と、それを実現するための取組みの方向性を明らかにし、区民の皆さんと区がともに練馬のまちを築いていくために共有する指針、そして区政運営の基本的な指針とするものです。

区では、区民の皆さんとともに新基本構想の策定に向けた検討を進めていきます。

○基本構想と区のさまざまな計画の関係は？

区の計画体系



基本構想は、区の計画体系の最上位に位置する
 区政運営の基本的指針です。

長期計画は、基本構想で明らかにする将来像を実現
 するための具体的な道筋を示す総合的な行政計
 画です。

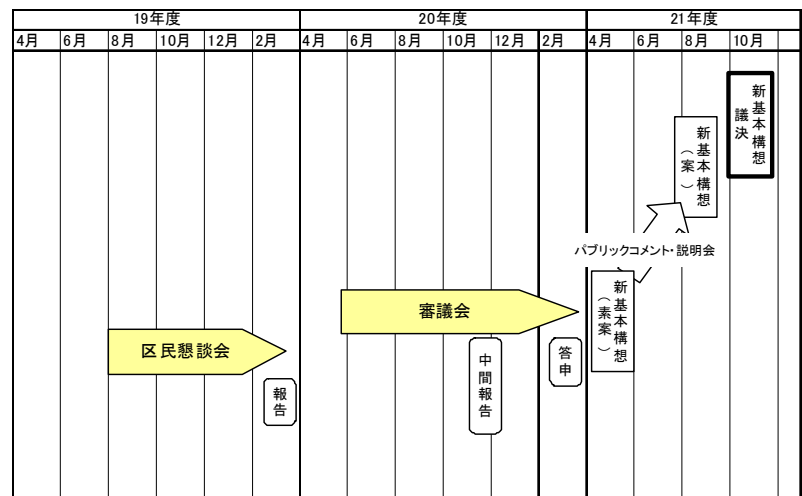
この長期計画に基づく主な事業の年度ごとの計画
 を示すのが、中期実施計画です。また、施策の分野
 別に個別計画を定めて、さまざまな取組みを進めて
 いきます。

そして、毎年度の予算編成と予算の執行を通して、
 基本構想を頂点とする区の計画体系に基づき整合
 を図りながら、さまざまな施策や事業を具体化して
 いきます。

○新基本構想の検討体制とスケジュール

平成19年度には、区のみ
 ざすべき将来像について、多く
 の区民の皆さんから幅広く意見
 を出していただくため、公募区
 民や区内各界で活躍されている
 方83名による「練馬区の将来
 像を考える区民懇談会」を、8
 月に設置しました。区民懇談会
 では、分野別に4つの分科会に
 分かれて区の将来像等について
 検討を重ね、その成果が平成
 20年3月、報告としてまとめり
 区長に提出されました。

策定スケジュール



平成20年度は、「練馬区の将来像を考える区民懇談会」の報告等を踏まえて、新基本構
 想に盛り込むべき内容について検討していただくため、学識経験者6名と区民懇談会の代表10
 名により構成される練馬区基本構想審議会を設置しています。

審議会では検討の途中(11月ごろ)に中間のまとめを行い、区民の皆さんとの意見交換会等に
 より区民の皆さんからご意見を募集したうえで、平成21年3月を目途に答申していただく予定で
 す。

平成21年度に、区は、審議会の答申を受けて新基本構想(素案)を作成し、パブリックコ
 メント等を実施して区民の皆さんのご意見を伺います。そのご意見等を踏まえて新基本構想(案)
 を作成し、平成21年10月を目途に区議会の議決を経て策定する予定です。

○第1回、第2回審議会を開催しました

■ 第1回審議会 ■

平成20年4月24日に、第1回練馬区基本構想審議会を開催しました。会長には首都大学東京の大杉覚教授が、副会長には武蔵大学の大屋幸恵教授が選出されました。

志村豊志郎区長から審議会に諮問を行った後、審議会の運営などについて検討しました。



志村豊志郎区長(左)から諮問文を受け取る大杉覚会長

第1回審議会議事次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 区長挨拶
4. 委員紹介
5. 会長・副会長の選出
6. 会長・副会長挨拶
7. 諮問
8. 審議会運営について
9. 練馬区の将来像を考える区民懇談会報告等配付資料の概要説明
10. 今後のスケジュールについて
11. 閉会

主な内容

- 審議会の検討状況に関心をもってもらうために、議事概要の作成にかかる期間を短縮できないか検討する。
- 傍聴者の受け入れを増やすことについて検討する。
- 新基本構想の検討をしていることを、もっと周知していく必要がある。
- 審議会での議論を十分行えるよう、審議会とは別に学習会を行うことも検討する。
- 基本構想の構成等について委員が共通の認識を持つ必要がある。
- 5月から8月には月1回ずつ審議会を開催する。

■ 第2回審議会 ■

平成20年5月20日に、第2回練馬区基本構想審議会を開催しました。基本構想の構成や現基本構想策定後の区の実施状況、地方自治制度・特別区制度、練馬区の財政状況など、新基本構想を検討するにあたって前提となる、現在の練馬区政や区を取り巻く状況等の確認を行いました。

第2回審議会議事次第

1. 開会
2. 新練馬区基本構想の構成について
3. 現基本構想策定後の区の実施状況
4. 新長期計画、中期実施計画(平成20～22年度)の概要
5. 練馬区の将来人口の推計について
6. 地方分権、都区のあり方等、地方自治制度・特別区制度にかかる検討動向
7. 練馬区の財政状況
8. その他
9. 閉会

主な内容

- 議事概要は、審議会開催から概ね20日後に速報版を公表し、次の審議会で確定する。
- 傍聴者の受け入れは条件面で可能な限り柔軟に対応する。
- 地方分権・特別区制度・財政状況についての学習会を6月に開催する。
- 9月から12月の日程について、区民との意見交換会の日程等も含めて6月の審議会にて調整する。

○今後の審議会の開催予定

第3回～第5回の基本構想審議会は下表のとおり開催します。
第3回、第4回の審議会では、区政の現状と課題やめざすべき将来像、取組みの方向性等についての議論を行う予定です。

審議会は傍聴することができます。ご希望の方は、会議開催の前日までに、練馬区企画部基本構想担当課(下記参照)へ、電話・ファクス・電子メールによりお申し込みください。お申し込みの際には氏名・連絡先をお知らせください。

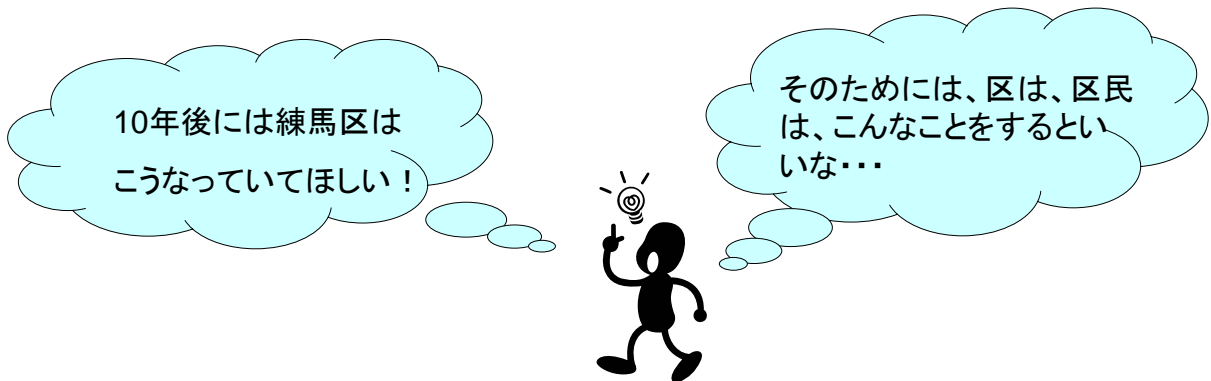
審議会の開催結果については、随時、区のホームページに掲載します。また、第3回・第4回の開催結果については、「基本構想ニュース第2号」(8月発行予定)でお知らせします。

基本構想審議会の当面の日程

回	日程	会場
第3回	6月20日(金)午後6時30分～8時30分	練馬区役所本庁舎19階1903会議室
第4回	7月11日(金)午後6時30分～8時30分	練馬区役所本庁舎5階庁議室
第5回	8月25日(月)午後6時30分～8時30分	練馬区役所本庁舎5階庁議室

○ご意見をお寄せください

新基本構想の策定に向けて、区の将来像などについて、また、審議会での検討内容等について、区民の皆さんのご意見を随時募集しています。郵送、ファクス、電子メールで、企画部基本構想担当課までご意見をお寄せください。



■発行・お問い合わせ先:練馬区企画部基本構想担当課■

住所 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 本庁舎6階
TEL 03-5984-1064(ダイヤルイン)
FAX 03-3993-1195
電子メールアドレス kihonkousou@city.nerima.tokyo.jp
ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/kikaku/kihonkousou/index.html>

※審議会の配付資料や議事概要については、上記ホームページに掲載しています。また、企画部基本構想担当課および区民情報ひろば(区役所東庁舎3階)で閲覧できます。